平成２４年（フ）第１２７１号
愛知県小牧市大字間々407番地１　サンパティーＡ棟101号
債務者　奥田　聡子（旧姓與呉）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０８号
愛知県岩倉市東町馬出62番地１
債務者　稲葉　水名（旧姓早田）
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２２７１号
大阪府豊中市中桜塚５丁目８番８―301号
債務者　毛利三千代
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１７６号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番６―402号、前住所大阪市此花区伝法１丁目１番１―1116号
債務者　赤塚　浩嗣
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４５３号
大阪府豊中市刀根山６丁目10番18―103号
債務者　河口　朋広
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４８８号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ31―306号
債務者　犬童　孔一
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０３号
大阪市住吉区長居３丁目９番１号　銀河マンション401号
債務者　宇都宮秀夫
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５５号
大阪市北区天満橋１丁目３番８号　日宝ライフ東天満701号室
債務者　田口　晴大
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６０８号
大阪府枚方市山之上１丁目23番33号
債務者　岡村　　淳
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１７号
大阪府東大阪市下小阪４丁目３番16号　36号
債務者　西田　好男
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６１８号
大阪府東大阪市下小阪４丁目３番16号　36号
債務者　西田　君世
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２６号
大阪市西成区岸里東１丁目23番２号　クラウンマンション301
債務者　八田　　篤
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２７号
大阪市西成区岸里東１丁目23番２号　クラウンマンション301
債務者　八田ちか子（旧姓片桐）
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４１号
大阪市東淀川区上新庄３丁目13番33号　パインハイツ206号、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番105―1212号
債務者　村井　隆一
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６４８号
大阪府八尾市中田３丁目20番地
債務者　植　　大一
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７２号
大阪府摂津市鳥飼新町１丁目７番６－９号
債務者　宮﨑　逸男
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７３号
大阪府豊中市大島町３丁目４番９号
債務者　元川　久子
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部